

住居確保給付金のご案内（釧路市）

離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住宅を失った方や住宅を失うおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住宅の確保と就職に向けた支援を行う制度です。

令和2年4月20日から、住居確保給付金の支給対象が拡大され、「離職又は廃業した日から2年を経過していない方」に加え、新たに「休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある方」も対象とされました。



以下6つの項目すべてにチェック☑が付いた方は、
一定期間、家賃相当額（上限あり）の住居確保給付金を自治体から
家主さんに支給される可能性があります。

項目						チェック欄
①住宅を失った、または失うおそれがある。						<input type="checkbox"/>
②離職、廃業の日から2年以内、又は、休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある。						<input type="checkbox"/>
③離職等の前に、世帯の生計を主に維持していた。						<input type="checkbox"/>
④資産が一定額以内、かつ収入基準額を超える収入を得ていない。						<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
収入基準額 (月額)	11万1千円 未満	16万円 未満	19万8千円 未満	23万6千円 未満	27万4千円 未満	
預貯金と現金の合計額	48万6千円 未満	73万8千円 未満	94万2千円 未満	100万円 未満	100万円 未満	
支給家賃額 (上限額)	最大 3万円	最大 3万6千円	最大 3万9千円	最大 3万9千円	最大 3万9千円	
※6人以上の世帯の場合の収入基準額等は、下記までお問い合わせください。						
⑤職業訓練受講給付金を、申請者及びその世帯員が受けていない。						<input type="checkbox"/>
⑥申請者及びその世帯員が暴力団員ではない。						<input type="checkbox"/>

上記すべてに該当する方は、
**まずは生活相談支援センターくらしごとへ
お電話ください。☎0154-65-1250**